

## （１）大学・学科の設置理念

### ①大学

世界的な競争と「共生・協働」が進む現代社会において、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、中長期までも視野に入れた地域貢献の意識を持ったグローバル人材の育成が求められる。

また、人工知能（AI）、IoT(Internet of Things)、ビッグデータ、情報セキュリティ分野の急速な進展などに伴う産業構造の変化も著しく、専門性、創造性の高い付加価値型の職業に対する需要が高まるなどの就業構造の変化、地方創生の必要性の高まりといった社会変化への対応が求められている。

一方、中央教育審議会は、我が国の高等教育の将来像とその実現に向けて取り組むべき施策を示した。答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月）の中で、「21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる『知識基盤社会』の時代である」とし、「これからの『知識基盤社会』においては、高等教育は、個人の人格形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である」としている。

また、教育再生実行会議が平成25年5月に示した「これからの大学教育等の在り方について」（第三次提言）の中でも同様に、知識基盤社会において「未踏の地への挑戦により新たな知を創造し、社会を変革していく中核となっていくこと」が大学の役割として期待されている。

このような知識基盤社会にあつて名桜大学は、建学時から「国際性」と「地域貢献」を強調し、教育研究を通して国際社会で活躍できる人材を育成してきた。それは上述の審議会答申等と軌を一にするものである。

本学が立地する沖縄県は、地理的、歴史的要因により日本の中にあつて特色ある地域文化を発展させてきた。東アジアと東南アジアを結ぶ立地条件の持つ特性は、日本列島の連なりの中できわだった特徴といえる。加えて第二次世界大戦によって唯一の地上戦が行われた場所であり、20万余の沖縄県民の犠牲と、多くの文化遺産を失ったことは痛恨の極みである。しかしながら戦後もたらされた自由主義、民主主義の時代の潮流は、県民の自らのアイデンティティを求めるという思想的契機をつくるとともに、伝統文化の活性化を促した。琉球大学をはじめ幾つかの大学が設置されて、学術研究や文化活動、高等教育の場が一般社会まで広がったことにそれを見ることができる。しかし、140万人の人口を抱える沖縄県にとって、これら既存の大学だけでは十分ではなく、しかも経済的発展を遂げてきた日本の国際社会に果たす21世紀の役割を想うとき、国際的な人材の育成が必要になってくることは言うまでもない。

沖縄県は、島嶼性、海洋性の特性を持ち亜熱帯に属するので、東南アジア、オセアニア、中南米などの地域の文化・歴史・社会の研究に適している。これらの地域には、20世紀初頭以来多くの沖縄県から移民が在住しており人的・文化的なつながりもできている。また、中国、韓国とは古くから密接な文化交流が盛んである。21世紀を迎え、地球規模を持って人類の平和、繁栄を望もうとしているとき、このような沖縄県の持つ地理的、歴史的条件を活かして環太平洋地域を結ぶ高等教育の場を創設することは極めて意義深いものである。

具体的には、①日本列島を軸としたこれらの地域の文化学、②先端科学の一分野である情報科学、③これからの発展が期待される観光産業学、健康科学についての教育・研究に取り組み、外国人研究者などを受入、国際的な教育・研究の場を培いたい。これは、アジア、環太平洋地域に

における学術研究の一大メッカをつくることが期待されるものである。

沖縄県は厳しい歴史的体験をくぐりながら常に平和と自由を愛し、新たな可能性に向かって絶えざる進歩を指向してきた。このような沖縄県に「平和」「自由」「進歩」を理念とする大学を創設することは、極めて意義深いものとする。

## ②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

### ■スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻

2017（平成29）年4月に「学校教育法施行規則の一部改正する省令が施行され、中学校、高等学校等におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより学校における部活動の指導体制の充実が図られるようになった。また、第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）の中で、スポーツの価値を高めるための新しい「3つの視点」を支える施策と今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策が示された。その中で、学校や地域における子ども・若者のスポーツ機会の充実や体力の向上のために、保健体育授業の充実や部活動の地域への移行などを具体的な施策としている。

保健体育の充実には、2018（平成30）年に示された学習指導要領に示されている体育科、保健体育科の目標にある、運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かい合う力・人間性等」を育成するための先進的な授業の構築、信頼性のある評価指標の作成と評価、評価に基づく授業改善ができる高度な保健体育教員の養成が必要とされている。

公益財団法人日本スポーツ協会が令和3（2021）年7月付けで公表した『学校運動部活動指導者の実態に関する調査』において、学校運動部活動指導者の実態が報告されている。その中で、「担当教科が保健体育ではない」かつ「現在担当者している運動部活動の競技経験者がいない」教員は中学校で26.9%、高等学校で25.3%となっている。これらに該当する教員のうち中学校で35.9%、高等学校で31.5%が「自分自身の専門的指導力の不足」を課題としている。この結果により、競技の専門的指導力の不足を感じている教員が一定数存在する実態が明らかになった。

さらに、前述の第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）の今後5年間で取り組む施策のなかで、地域における競技力を支える体制の構築とあるが、地域における競技力向上のためには、ハイパフォーマンススポーツセンターで得られた知見を用いて、地域のアスリート発掘・育成・強化の実践を行っていく必要がある。そのためには地域のスポーツ団体や地方公共団体、大学が連携し、地域におけるスポーツ医科学、情報等によるサポートを担う人材の育成が必要となる。沖縄県のスポーツ推進計画には、教員の指導力向上、外部指導員や総合型クラブやスポーツ少年団などにおけるスポーツ指導者の育成、トップアスリートやジュニアアスリートを指導できる高度な専門性をもち、プレイヤーズセンタードの考えを持った資質の高い指導者の養成が施策となっている。また、健康おきなわ21（第2次）では、2040年に男女とも平均寿命日本一という長期的な目標を設定しており、その達成には運動を中心とする身体活動が重要とされている。この運動を中心とした健康を支援する人材が必要とされているが、適切なスポーツの実施は、体力や競技力向上だけでなく、健康を増進することが示されている。しかし、スポーツの実施による健康増進をまとめたエビデンスは蓄積されているが、十分に活用されていないと指摘されている。

このような中、2005（平成17）年に設置された本研究科の基礎となる人間健康学部スポーツ健康学科では、食・栄養、保健・医療、福祉の連携統合に関する先端的な教育研究の拠点の形成を目指すと共に、地域におけるこれらの連携推進の担い手となる健康支援人材の養成を行なってきた。

た。2007（平成19）年には、人間健康学部看護学科、2011（平成23）年に看護学研究科修士課程、2022（令和4）年に看護学研究科博士後期課程を設置し、地域からの求められる看護職の養成並びに地域における保健・医療・福祉の教育研究の中心的な役割を担い地域社会へのさらなる貢献を行ってきた。

この間の学生及び教員が地域への健康支援活動に継続して取り組んだ成果は、弘前大学COI事業の連携拠点大学とした研究プロジェクトを立ち上げる基盤となり、20018（平成30）年、沖縄県北部地域の12市町村による「やんばる健康宣言」の共同表明実現につながっている。健康宣言以降、自治体及び民間の5企業との協働による沖縄県北部地域の「やんばる版プロジェクト健診」を実施している。この健診は従来の健診とは異なり、血液、生理検査、生活習慣、全ゲノムデータ、腸内細菌データ、栄養摂取量、体力測定などを含んだ健康データを測定している。本学は中でも、体力測定に関する項目が他大学で実施している項目より多く、体力面から住民の健康に関する提言ができるのが特徴になっており、これらの健康ビッグデータを解析し、新しい健康支援政策を提言できる人材を養成することは意義深いことである。

現代は学び続ける時代である。これまでの人生は教育→仕事→引退という3つのステージで構成されていると言われている。しかし、今後の日本社会で活躍していくには、時代の変化に応じて適応して行く必要があり、仕事を中断し、学び直しを行ったり、仕事をしながら学び続けたりする必要がある。そのような学び続ける場所を提供するために、学部生だけでなく、現職の保健体育教員、地域のスポーツ指導者、健康運動指導士や健康運動実践指導者の資格をもったスポーツインストラクターなど、スポーツや運動を指導している職業人のリカレント教育の場を提供する。このような、スポーツや健康を基盤とする職業人が時代の変化に対応できる高度専門職業人を養成するためにもスポーツ・健康分野を専門とする大学院が必要と考える。

しかし、沖縄県には、スポーツ・健康分野を総合的に学修できる大学院はない。唯一、琉球大学に教育学研究科（修士課程）があり、保健体育の専修免許を取得することができたが、この大学院も2019（令和元）年に学生募集を停止し、現在は専門職学位課程の教職大学院のみとなっている。したがって、本研究科が目指す、高度なスポーツ教育者、地域のスポーツ指導者及び地域の健康支援者を養成する機関は沖縄県内にはないこと、他府県のような近隣県へ在職しながら県境を超えて通学する困難さがあることから、本学に大学院修士課程のスポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程（以下「本修士課程」という）を設置することとした。

## （2）教員養成の目標・計画

### ①大学

#### 大学院の理念・目的

本学における教員養成は建学の精神を基盤とし、「国際社会で活躍できる人材の育成」という教育目標を踏まえるとともに、各学部・学科および研究科・専攻の掲げる教育目的・目標を創造的に達成することを目的に進めている。今日の教員を取り巻く社会状況が急速に変化し、学校教育が抱える課題も複雑化・多様化する現在、教員に求められる資質・能力・技能や行動力は極めて多様化し、不断に最新の専門知識や指導技術を身につけていくことが重要となっており、「学びの精神」がこれまで以上に強く求められている。

そこで、本学の教育目標である「国際社会で活躍できる人材の育成」を念頭に、「広く豊かな教養」「教育者としての使命感」「生徒の成長・発達についての理解と教育的愛情」「教科等に対する専門的知識や技能」「学級（保健室）をマネジメントする能力」という実践的な指導力を培うことを目標し、「魅力ある優れた教員の養成」を目指して「求める教員像」及び「教員として必要な

資質・能力」を修得させる。

### 目標

上記の目的を達成するための目標を以下に掲げる。

＜求める教員像＞

- ①教職に対する強い情熱を有する教員
- ②教育の専門家としての確かな力量を有する教員
- ③総合的な人間力を有する教員

＜教員として必要な資質・能力＞

- ①教職に対する強い情熱を有する教員
  - ・教育者としての使命感
  - ・生徒の成長・発達についての深い理解と教育的愛情
- ②教育の専門家としての確かな力量を有する教員
  - ・教科等に対する専門的知識や技能、学級・保健室をマネジメントする能力
  - ・実践的指導力
- ③総合的な人間力を有する教員
  - ・広く豊かな教養、深い専門性、高い倫理性

本学の教職課程は、これらの学修を通して実践的指導力と教職者としての人格的素養を兼ね備えたスペシャリストを養成している。また、現代的課題に対応できる教員養成を目指すものである。

### 計画

学部教育においては、教養教育科目や専門教育科目等によって基盤となる資質能力や「広く豊かな教養」を育みつつ、1年次教職科目である教職概論、教育原理では教職への関心を高め、2年次教職科目である特別支援教育等の6科目では、基礎的な実践的指導力を培う。3年次教職科目である教育方法等の5科目や教科教育法では、模擬授業、具体的な事例検討などを通して基礎的な実践的指導力の定着を図り、4年次の教育・養護実習や教職実践演習によって自らの力量を振り返りながら改善していくことによって、さらなる資質能力及び実践的指導力の充実をめざす計画である。

修士課程においては、学部教育を基礎とし、「教科及び教科の指導法に関する科目」を設定し、学校現場の様々な問題や課題について、自ら実践課題を立て、研究を進めるアクティブ・ラーニングを取り入れ学修を行う。また、多様な専門分野の知識や技術に触れ、新たな実践を探求する。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

■スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻

### 研究科の理念・目的

大学院学則第2条の2第3項に「大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）は、スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。」と明記されているように、本修士課程にお

ける教員養成は、大学院設置の理念に沿って行われている。具体的には、先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・実践・評価が出来る、高度な専門性を有する保健体育教員の養成を目指している。また、学部スポーツ健康学科の教育を基礎に、専門の学術を教授し、豊かな学識と研究能力を養うとともに高度専門職業人、すなわち、教員を養成すること、さらには現職教員のリカレント教育も目的の一つとしている。

### 目標

中学校・高等学校（保健体育）教諭一種免許状取得の際に修得した学びを基礎として、保健体育教育の中の「運動」や「健康」に重点をおいた、理論と実践力のバランスの取れた資質・能力を持つ教員を養成することを目標とする。

### 計画

本修士課程では、基礎となる人間健康学部スポーツ健康学科の「スポーツ領域」と「健康領域」の2つの領域で学んだ幅広い知識、実践力を深化させるためのスポーツ・健康分野を中心的な学問分野として高度専門職業人としての健康支援人材を養成することとし、幅広い視野を持てるようカリキュラムを組んでいる。

また、本修士課程の保健体育の専修免許状取得希望者は、「先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・評価ができる高度な専門性を有する保健体育教員を養成する」ことを目指した「スポーツ教育モデル」で示す科目を中心に学び、実践・応用力を養う。

授業形態は、講義、演習のいずれかで行い、学生が主体的・能動的に学修し、研究指導教員が専門分野の視点から研究指導を行う。さらに、学習意欲のある社会人が在職したまま就学ができるように昼夜開講授業や集中講義などを組み入れ、社会人への便宜を図りつつ、学修しやすい時間割の設定している。

加えて、補完的教育の実施について配慮する観点から、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程の学生が希望し、または研究指導教員等が必要と認める場合は、修士課程委員会の議を経て、人間健康学部スポーツ健康学科の授業科目の聴講を認める。

### （3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

#### ■中学校教諭専修免許状（保健体育）

#### ■高等学校教諭専修免許状（保健体育）

前述のとおり、保健体育の充実には、2018（平成30）年に示された学習指導要領に示されている体育科、保健体育科の目標にある、運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かい合う力・人間性等」を育成するための先進的な授業の構築、信頼性のある評価指標の作成と評価、評価に基づく授業改善ができる高度な保健体育教員の養成が必要とされている。

公益財団法人日本スポーツ協会が令和3（2021）年7月付けで公表した『学校運動部活動指導者の実態に関する調査』において、学校運動部活動指導者の実態が報告されている。その中で、「担当教科が保健体育ではない」かつ「現在担当者している運動部活動の競技経験者がいない」教員は中学校で26.9%、高等学校で25.3%となっている。これらに該当する教員のうち中学校で35.9%、高等学校で31.5%が「自分自身の専門的指導力の不足」を課題としている。この結果により、競技の専門的指導力の不足を感じている教員が一定数存在する実態が明らかになった。

また、学生確保の見通しを立てるために実施したアンケート調査においては、沖縄県内の公私

立中学・高等学校教員を対象に進学意向の調査<sup>注</sup>を行った。その中で、「入学したい」又は「入学を検討したい」とした理由で、「スポーツ指導の現場で活かせる高度な専門知識の修得と研究力を高めたいので」が最も多く、専門知識の修得、キャリアアップや成長といった現実的な目標に到達する手段として、本修士課程を進学先として捉えているものとする。

このような中、本修士課程では「先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・評価ができる高度な専門性を有する保健体育教員を養成する」ことを目標としていることから、中学校・高等学校一種免許状（保健体育）の所要資格所有者を対象に、専門的知識・実践力・指導力・授業力等をさらに充実化させ、より高度な専門的知識・実践力・指導力・授業力等を身につけた教員を養成することができるものとする。

具体的には、スポーツ・健康分野の学修並びに論文等作成の基礎を修得する科目「基礎科目」、広範なスポーツ・健康分野の中でも基盤となる科目「共通科目」、自らの専門領域を選択、深化させる「専門科目」からなる教科を教育研究の対象とし、中学校・高等学校教諭専修免許（保健体育）取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」を修得させ、今日の教員に求められている実践的研究を推進する能力を涵養することを目指す。

注：設置申請に当たり、調査方法は、沖縄県内の公私立中学・高等学校 210 か所、沖縄県教育委員会関係部局 3 か所、北部 12 市町村教育委員会等 13 か所、スポーツ施設・体育施設 63 か所、スポーツ協会・各連盟 71 か所、スポーツ・医療・リハビリ系の専修学校 11 か所、プロスポーツクラブ 6 か所、病院 56 か所、社会福祉協議会 42 か所、介護老人保健施設 43 か所、計 518 か所を対象に、インターネット調査(Google フォームを活用し、専用の QR コードより読み込み回答)で進学意向調査を行った。

## 様式第7号イ

## I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

## (1) 各組織の概要

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組織名称：       | ① 教員養成支援センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 目 的：        | 教員養成支援センターは、県内外の教育機関及び地域社会と連携して、名桜大学で教員をめざす学生に、教員としての自覚と使命感を育てるとともに、幅広い教養と専門的知識を高め、多様化する児童生徒に対応し得る教員の育成を支援する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 責 任 者：      | 高安美智子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 構成員（役職・人数）： | 4人（教員養成支援センター長1人、教員養成支援副センター長1人 事務職員2人）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 運 営 方 法:    | <p>①所管事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教員養成支援センターの運営及び各機関との連携に関すること。</li> <li>(2) 教職課程委員会と学類・学科との協働体制のもとに、教員免許に関わる教職に関する科目及び教科科目の整備、充実に関すること。</li> <li>(3) 教職課程の自己点検・評価に関すること。</li> <li>(4) 教員を目指す学生への相談活動及び指導助言に関すること。</li> <li>(5) 教育実習の支援に関すること。</li> <li>(6) 教員採用試験対策の実施に関すること。</li> <li>(7) 教員としての専門性を深める各種資格試験の支援に関すること。</li> <li>(8) 教員養成に関する情報収集と活用に関すること。</li> <li>(9) その他目的達成に必要と認められる活動に関すること。</li> </ol> <p>②ミーティングの開催</p> <p>ミーティングは毎週開催を基本とし、必要に応じて臨時に開催する。</p> |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組織名称：       | ① 教職課程委員会                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 目 的：        | 教職課程委員会は、本学の教職課程に関する内容についての審議決定を行うとともに、教職課程に関する情報を交換し、共通理解を形成することを目的とする。                                                                                                                                                                                         |
| 責 任 者：      | 高安美智子                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 構成員（役職・人数）： | 7人（教員養成支援センター長1人、教員養成支援副センター長1人、各学科等担当者から選出された専任の教員各1人、学長が特に必要と認める者1人）                                                                                                                                                                                           |
| 運 営 方 法:    | <p>①所管事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職課程運営の基本方針及び実施に関すること。</li> <li>(2) 教育実習運営の基本方針及び実施に関すること。</li> <li>(3) 教育実習校の選定及び折衝に関すること。</li> <li>(4) 教育実習生の配置に関すること。</li> <li>(5) 教育実習生のオリエンテーション及び指導に関すること。</li> <li>(6) 介護等体験の実施に関すること。</li> </ol> |

## 様式第7号イ

(6) 教職課程の自己点検・評価に関すること。

(7) その他教職課程に関すること。

②委員会の開催

委員会は毎月開催を基本とし、必要に応じて臨時に開催する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図

別紙1、別紙2 参照

## Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

### (1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

①北部12市町村教育委員会との教育連携に関する協定に基づく連携・協働

2013年に結んだ北部12市町村教育委員会との教育連携に関する協定に基づき、市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携・協働による取り組みを円滑に実施するために、教員養成支援センターが中心となり連絡調整、意見交換等を行う。大学院各研究科においても、当該協定に準じて活動を実施する。

① 教員養成支援センターによる学外の関係諸機関との連携

県内外の教育機関及び地域社会と連携して、名桜大学で教員をめざす学生に、教員としての自覚と使命感を育てるとともに、幅広い教養と専門的知識を高め、多様化する児童生徒に対応し得る教員の育成を支援する教員養成支援センターを設置し、学外の関係諸機関との連携・協働を図り、質の高い教員養成に資する。大学院各研究科においても、当該取り組みに準じる。

### (2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： ① 長期ボランティア活動

連携先との調整方法： 4月、10月にボランティア交流集会を実施し、ボランティアを求める各機関の方々と、ボランティアを希望する学生が一堂に会することで配置先を調整し、取り組むようにしている。

具体的な内容： 名護市近郊の小・中・高等学校等での学習支援、スポーツ活動支援等に取り組むことによって、教職履修学生が、子ども・青年理解、あるいは、学校等の機関や家庭、地域社会の状況等についての理解を深める。

取組名称： ② 中期ボランティア活動

連携先との調整方法： 教員養成支援センターが恩納村、宜野座村教育委員会の要請を受け、希望学生を募り、各教育委員会の面接を経て、取り組むようにしている。

具体的な内容： 半年間ほどにわたる恩納村未来塾、宜野座村漢那区での高校受験生指導に取り組むことによって、教職履修学生が、子ども・青年理解を深め、かれらの学力保障に貢献する。

取組名称： ③ 短期宿泊型ボランティア活動

連携先との調整方法： 教員養成支援センターが各学校、教育委員会の要請を受け、希望学生を募り、



|                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組むようにしている。                                                                                                             |
| <p>具体的な内容： 夏季休業期間の1週間、伊是名島・伊平屋島、国頭村での宿泊型学習支援等を実施し、教職履修学生が、子ども・青年や学校等の機関や家庭、地域社会の状況等、さらには、離島は僻地における教育の現状と課題を考える機会とする。</p> |

### Ⅲ. 教職指導の状況

#### 1. 『教職課程のてびき』を活用した新入生ガイダンスの実施

本学では、『教職課程のてびき』を作成し、教職課程の全体像や履修モデルを示している。新入生ガイダンスでは、建学の精神や各学部・学科等の教育目標を説明するとともに、『教職課程の手引き』を配布し、本学の教職課程について説明する。

#### 2. 教員養成支援センターの設置による支援

##### (1) 教員養成支援センターによる履修等の支援

教員養成支援センターを設置するとともに、教職経験豊富な専任教員を配置し、履修に関する支援、教員免許取得に必要な資格試験に関する支援、教育に関する情報提供等々を随時行う体制を整備している。

##### (2) 参考図書の整備と貸し出し

教員候補者採用試験対策用参考書、過去問題、沖縄県北部の小・中学校の教育計画、教科等年間指導計画、教職関係雑誌、教育新聞等を整備し、貸し出すことで、教職履修生の学習等を支援している。

##### (3) 教員候補者採用試験に向けた支援

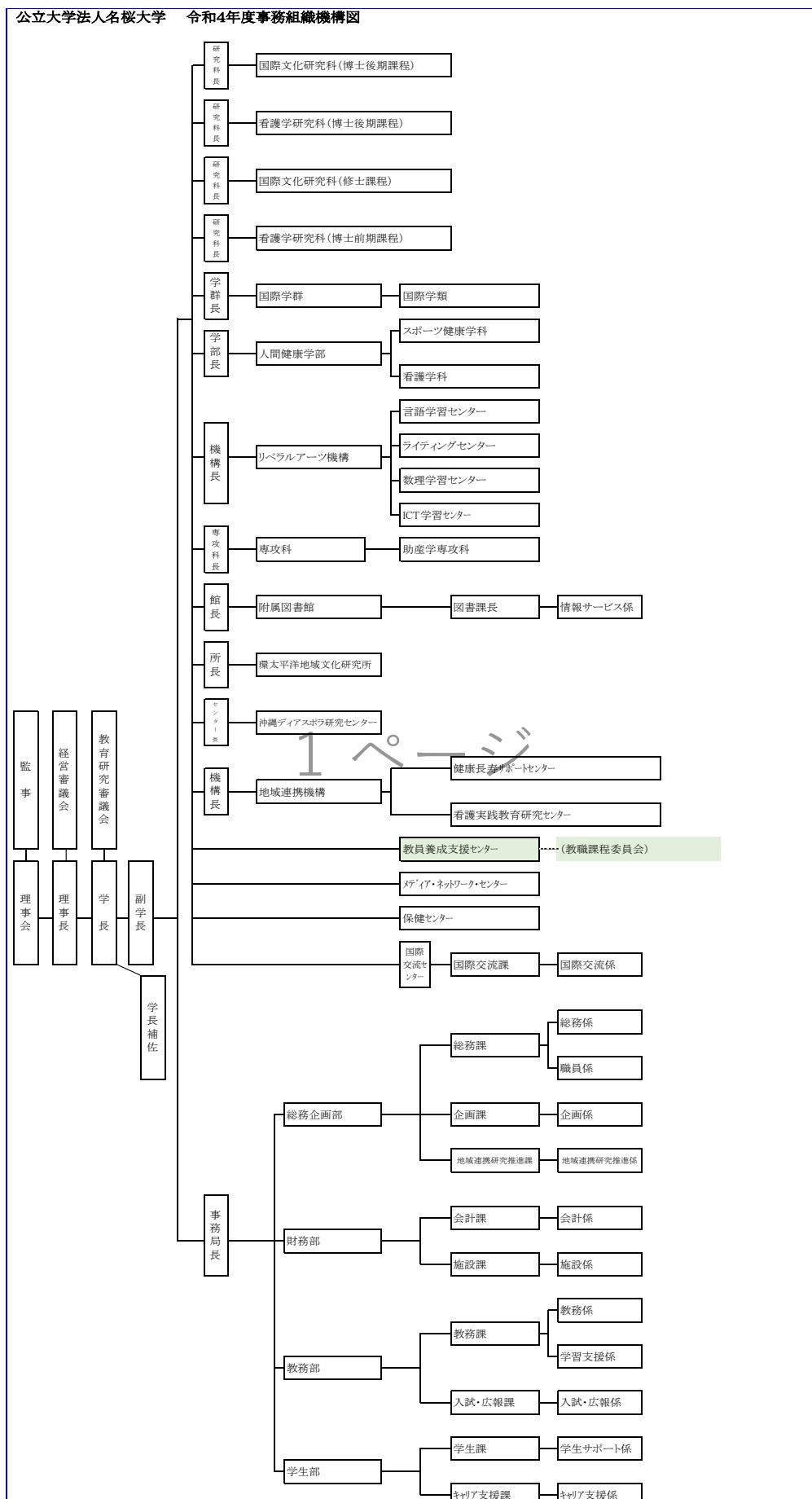
北部教員養成講座と連携・協働し、教員候補者採用試験対策に関する支援を行っている。

##### (4) 教員養成支援センターによる学外での体験活動の支援

学外での教育・養護実習に関する支援、介護等体験に関する支援、ボランティア活動に関する支援を行い、それらの活動がスムーズに行われ、また、教職履修生が子ども・青年や学校等の機関や家庭、地域社会の状況等への深い理解を得ることをめざしている。

#### 3. 「振り返りシート」や「教職履修カルテ」を用いた学習の振り返り

教職科目担当教員が協働し、同一の書式の「振り返りシート」を用いて、教職履修学生が、各教職科目において学んだ内容を整理し、書き終えた「振り返りシート」は教員養成支援センターにおいて一定期間保管しておくようにしている。また、学期ごとに「教職履修カルテ」に自らの学びの軌跡を記述するよう指導し、学生自身が教職に就く上で必要な能力の形成状況、形成過程を振り返り、確認できるようにしている。



様式第7号イ

別紙2 名桜大学内部質保証体制図

名桜大学内部質保証体制図

